



山田孝雄の文法教科書：  
『中等文法教科書』について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山東, 功 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00002618">https://doi.org/10.24729/00002618</a>

# 山田孝雄の文法教科書

## 『中等文法教科書』について――

山東 功

### 一 はじめに

今日、日本語学や国語教育学、日本語教育学といった立場から大いに批判がなされている「学校国文法」<sup>(1)</sup>が、橋本進吉の『改新文典』に代表される「橋本文法」に則った戦前の文法教科書を基にしていることは、すでに周知の事実である。岩淵悦太郎らの協力による『中等文法』が学校文法の完成体であるにしても、「学校国文法」<sup>(2)</sup>「橋本文法」という図式は、ほとんど疑われることのないものとして存在している。

しかしながら、橋本の文法研究そのものを精査すれば、文法教科書とは若干の異なりを見せており、文部省囑託であった湯沢幸吉郎の影響が強くうかがえる。しかも教科書国定化が進む前の文法教科書は、昭和前期に限っても藤村作、山田孝雄、吉沢義則、春日政治といった国語・国文学研究者によるものも多

く使用されていた事実があり、学校国文法の内実は思われている以上に複雑である。結局のところ、明治以降の大槻文彦、三土忠造、小山左文二、三矢重松、松下大三郎、新村出、といった著者による多種多様な文法教科書が刊行されていく中で、最終的に橋本の文法教科書に収斂されていった過程が見過ごされ、単に「学校国文法」<sup>(2)</sup>「橋本文法」が声高に語られているというのが現状ではなからうか。それゆえに、学校国文法の成立を文法研究史・文法教育史的に検討することは、大いに意味のあることのように思われる。なお、明治後期・大正期の文法研究史については、八十数種の文法書の品詞分類を検討した服部（一九八八）が有益な研究として挙げられる。今後は、こうした研究をふまえて、文法研究史における学校国文法の位置を確認していく必要があるだろう。<sup>(2)</sup>

本稿では、従来あまり言及されることのなかった山田孝雄の

文法教科書を取り上げること、このような学校国文法成立史の諸問題について若干の考察を行う。山田は明治、大正、昭和前期の三時期を通じて文法教科書の編纂に携わった国語学者である。それにもかかわらず、山田の文法学説そのものが学校国文法として定着することはなかった。昭和前期の文法教科書の中で、わずかに副用語や関係語といった術語が採用されている程度である。それだけに山田の文法教科書は、文法研究と文法教育との関係を考える上で、何らかの示唆を与えるものとして位置付けられないだろうか。また山田の文法研究を考える上で、文法教育がどのように関係しているのかをふれておくのも有意義であると思われる。そこで本稿では、最初の試みとして一九〇七（明治四〇）年刊行の『中等文法教科書』を中心に考察することとしたい。

## 二 明治後期の文法書

大槻文彦の『広日本文典』（一八九七（明治三〇）年刊行）は、文法研究史の上のみならず、文法教育史的にも大きな意味を持っていた。先に刊行された『言海』附「語法指南」が文法教科書として、すでに広く利用されており、それが契機となり『広日本文典』を抄出したものが文法教科書として刊行されたから

である。具体的には『中等日本文典初歩』（一八九七（明治三〇）年）、『日本文法教科書』（一九〇〇（明治三三）年）、『日本文法中教科書』（一九〇二（明治三五）年）、『新日本文法教科書』（一九〇四（明治三七）年）などがそれらにあたる。大槻の文法書は学校国文法の方向性を打ち出す契機となったが、さらに三土忠造の『中等国文典』（一八九八（明治三一）年刊行）が、その後の流れを決定付けたとい<sup>3</sup>ってよい。少なくとも、明治後期の文法教科書は、大槻の文法書で示された内容が中心的なものとなっていたと言える。

ただ、このことは当時の文法書が全て大槻のものに依拠していたということではない。その中で極めて独創的なものも存在していたし、また逆に国学風の復古的な文法書も散見される。明治後期の文法書については管見の限り三百数種存在するが、すでに言及されているものでは、杉敏介『日本小語典』（一九〇〇（明治三三）年）や、宮脇郁『論理的日本文典大意』（一九〇五（明治三八）年）などに興味深い指摘が見られる。試みに、後述する山田の『中等文法教科書』と同<sup>4</sup>年（一九〇七（明治四〇）年）および翌年に、国内で刊行された文法書を掲出すると以下のようになる。（国語調査委員会刊行物を除く。）

一九〇七（明治四〇）年

- 大林徳太郎 受驗用日本文典摘要 二元元堂  
復習用日本文典摘要 二元元堂  
岡沢鉦次郎 新式日本文典原理 博文館  
小野辰太郎 一言致日本文典表解 大塚卯三郎  
金沢庄三郎 日本文法講義 早稲田大学出版部  
唐木歌吉 日本語学捷径 金刺芳流堂  
小山左文二 日本語法提要 松邑三松堂  
小山左文二 日本文法提要 松邑三松堂  
阪本芳太郎 女子日本文典参考書 田中栄栄堂  
佐藤仁之助 受驗日本文法解義 東亜堂  
女子教科研究会編 日本文典 久栄堂等  
西岡嘉蔵 女子教科日本文典 明治図書  
林治一 日本文法講義 修学堂  
森脇俊作 国文法要解 金刺芳流堂・武田芳進堂  
山田孝雄 中等文法教科書 宝文館  
光風館編 国定読小学語法 光風館  
教育学術研究会編 高等女学文法教科書 同文館  
一九〇八（明治四一）年  
岡沢鉦次郎 教科日本文典要義 博文館  
藤沢倉之助 文語法と口語法との対照 光風館書店

松平静 文法及作文 郁文堂

三矢重松 高等日本文法 明治書院

山田孝雄 日本文法論 宝文館

山田孝雄 中等文法教科書別記 宝文館

宝文館編輯所編 中等文法教科書文法練習帖 宝文館

弘文館編 国文典 吉川弘文館

松尾捨次郎 日本文法教本綱要篇 完 光風館

高橋龍雄 中等国語新文典 五年級用 啓成社

書目からもうかがえるように、多くは文法教科書や参考書である。その中でも異彩を放つのが山田の『日本文法論』である。ちなみに、一九〇二（明治三五）年に刊行された『日本文法論』の上巻は本論第一部第二章までであり（一九六頁）、一九〇八年刊行の完本（約一五〇〇頁）から見ると極めて一部分であることから、何分冊にすると考えていたのかは定かではない。<sup>4</sup>また上巻と完本の間には、術語の面で若干の相違が見られ、上巻掲載の目次も完本のものとは多少異なっている。それでも、いわゆる山田文法の骨格が『日本文法論』で示されていることには変わりなく、それが文法教科書や参考書が中心であった明治後期の文法書群の中では、特に注目されるものと言えよう。

ただ、そういった側面があるにもかかわらず、山田の文法教科書は教科書という性質上、あくまでも『日本文法論』とは異なる記述で貫かれている。それゆえに、あまり顧みられることがなかった山田の文法教科書について、以下で概観を行うことにしたい。

### 三 山田孝雄の文法教科書

- |   |   |
|---|---|
| 山田孝雄の最初の著述は、先述の通り一九〇二(明治三五)年刊行の『日本文法論 上巻』であるが、この時期は中学校教諭として国語教育に携わっていた。一九〇六(明治三九)年には教師を辞し上京(翌年、文部省国語調査委員会補助委員に嘱託、一九二〇(大正九)年からは日本大学講師嘱託)、その後一九二五(大正一四)年に東北帝国大学講師となるまでは、在野の学者として研究を進めることとなる。この間の著作では、国語調査委員会関係のもの以外では、『大日本国体概論』(二九一〇(明治四三)年)、『奈良朝文法史』や『平安朝文法史』(ともに一九一三(大正二)年)などが有名である。大正以降は日本大学での講義をもとにした『日本文法講義』や『日本口語法講義』(ともに一九二二(大正一一)年)、『敬語法の研究』(一九二四(大正一三)年)などが挙げられる。こうした専門書とは別に教科書の編纂 | にも携わっていたのだが、これについて山田が編纂に関わった文法教科書・指導書類は以下の通りである。(全て宝文館から発行。なお再版以降の諸版については「改訂」といった文言のない場合は省略した。) |
| 一九〇七(明治四〇)年   | 中等文法教科書 卷一・卷五   |
| 一九〇八(明治四一)年   | 中等文法教科書文法練習帖 上巻・下巻  |
| 一九〇八(明治四一)年   | 中等文法教科書別記 全   |
| 一九一〇(明治四三)年   | 師範文法教科書 卷一・卷二   |
| 一九一一(明治四四)年   | 修正中等文法教科書   |
| 一九一一(明治四四)年   | 訂改中等文法教科書   |
| 一九一二(明治四五)年   | 訂改中等文法教科書別記 全   |
| 一九二二(大正一一)年   | 中等日本文法教科書 上巻・下巻   |
| 一九二二(大正一一)年   | 中等日本文法教科書別記   |
| 一九二二(大正一一)年   | 中等日本文法教科書別記   |
| 一九二二(大正一一)年   | 女子日本文法教科書 上巻・下巻   |
| 一九二九(昭和四)年  | 日本文法教科書別記   |
| 一九三一(昭和六)年  | 新日本文法教科書 全(中学校国語漢文科用)   |
| 一九三二(昭和七)年  | 新日本文法教科書 師範学校用  |
| 一九三二(昭和七)年  | 新日本文法教科書別記  |

- 一九三三(昭和八)年 新制日本文法教科書 上級用
- 一九三四(昭和六)年 新制日本文法教科書上級用別記
- 一九三五(昭和一〇)年 女子日本文法教科書 全(高等女学校国語科用)
- 一九三六(昭和一一)年 女子日本文法教科書別記
- 一九三七(昭和一二)年 女子日本文法教科書 初級用
- 一九三七(昭和一二)年 女子日本文法教科書 上級用
- 一九三八(昭和一二)年 女子日本文法教科書初級用別記
- 一九三八(昭和一三)年 日本文法教科書 初級用(中学校国語漢文科用)
- 一九三八(昭和一三)年 日本文法教科書 上級用(中学校国語漢文科用)

これ以外にも文法関係以外では、一九〇五(明治三八)年に『中等国語科教授法』(宝文館、中等教育教授法研究会の著として刊行)、一九〇七(明治四〇)年に『中等国語沿革大要』(宝文館)といった教科書や指導書が刊行されている。ただ、教科書や参考書の場合は監修程度の関与にとどまることが多く、山田の場合も日本大学嘱託・東北帝国大学就任以降の大正・昭和前期のものは、一般の教科書と同じく監修程度の関与と考えてよ

いだろう。<sup>(6)</sup> 内容もそれまでのものを継承しつつ、教育課程の改定に従い修正する形式をとっている。参考書についても、例えば一九二三(大正一二)年刊行の『中等教育日本文法教科書別記』には、本格的な『日本文法論』よりは啓蒙的な内容である『日本文法講義』や『日本口語法講義』が参考書として挙げられている。つまり、中学校教師としての経験をもとにした明治期の教科書と、そうではない大正以降のものとは、編集経緯や著者の関与という点で若干の程度差が見られるのである。また、教科書の場合は採択が関係してくるため、著者の経歴などを利用した商業主義的な側面も否定できない。『中等文法教科書別記』についても、改訂版では「文部省国語調査委員会委員」という役職が明記されている。それだけに、最初の文法教科書である『中等文法教科書』は、山田自身の研究史的位置を確かめる上でも興味深い資料といえるのである。

なお、一九三五(昭和一〇)年刊行の『女子日本文法教科書 全(高等女学校国語科用)』以降は、詞の分類を「体言、用言、副用語、関係語」としたり、助動詞を「動詞の活用」の附属物であつて、単語ではない。」(『女子日本文法教科書 全(高等女学校国語科用)』四九頁)と明確に定義するなど、かなり山田の文法学説に近い内容となっている。これは山田の文法学説がどのよ

うに学校文法の中にとりこまれていくのかを検討することになるが、橋本進吉の『新文典』や『改<sup>制</sup>新文典』などと対比することで明らかになってくる点であるため、稿を改めて考察する予定である。

#### 四 『中等文法教科書』について

山田孝雄が明治期に著わした国語教科書の中で主要なものは、先述のように一九〇七（明治四〇）年刊行の『中等文法教科書』（以下「本書」と略す）である。流布本の奥付には、全巻とも「明治四十年十月五日印刷、明治四十年十月八日発行、明治四十年十二月廿二日訂正再版印刷、明治四十年十二月廿五日訂正再版発行」とあり、見返しに「明治四拾壹年壹月六日 文部省検定済」と記されている。また、本書用に山田孝雄校閲、宝文館編輯所編纂『中等文法教科書文法練習帖 上巻・下巻』と題するワークブックが存在し、奥付の記載は「明治四一年一月五日印刷、明治四一年一月十日発行」となっている。内容は本書の設題を抜き出したもので、直接書き込めるようになっていて、例言には「文法練習帖と称するものは本書を以て嚆矢とす。」と指摘されているように、文法教科書の副教材として興味深いものである。

さらに、本書には山田孝雄『中等文法教科書別記 全』（以下「別記」と略す）と題する、三一二頁からなる大部の教師用指導書も存在する。奥付の記載は「明治四拾壹年壹月五日印刷、明治四拾壹年壹月五日発行」とあり、注目すべき点も多く存在するが、これについては後述する。本書は教科書・副教材・指導書のセットとなっており、このように整備された教材がどのように教育現場で使用されていたのかについては、今後の検討課題である。

明治期には、本書の修正版・改訂版のほかに、師範学校用の『師範文法教科書』が刊行されたが、大枠は本書の内容に準じている。本書の続編としては一九〇七（明治四〇）年刊行の国語史概説書『中等国語沿革大要』（以下「大要」と略す）があり、これらを教育課程の中に位置づけた次のような配当表が別記に記載されている。（ ）内は代用・併用可能の意である。

第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年	補習科
中学校 卷一	卷二	卷三	卷四	卷五(大要)	大要
高等学校 卷一	卷二	卷三	卷四	卷五(大要)	大要
師範学校 卷一	卷二	卷三	卷四	卷五(大要)	大要
予備科	本科第一部	本科第二部			

本書の構成は以下の通りである。

第一学年	第二学年	第三学年	第一学年	第二学年
------	------	------	------	------

卷一

第一章 国語と国文／第二章 話語と文語／第三章 単語と句／第四章 名詞／第五章 代名詞／第六章 体言と用言／第七章 用言の活用／第八章 形容詞／第九章 動詞／第十章 助動詞／第十一章 助詞／第十二章 副詞／第十三章 感動詞／第十四章 連語と句／附録 仮名遣法大要

卷二

第一章 数詞／第二章 代名詞／第三章 体言と用言との関係(一) 主語／第四章 形容詞／第五章 体言と用言との関係(二) 補語・客語／第六章 動詞(一) 四段活用と二段活用／第七章 動詞(二) 下二段活用と上二段活用／第八章 動詞(三) 話語の動詞・一段活用／第九章 動詞(四) 三段活用／第十章 動詞(五) 変格活用／第十一章 助動詞の活用／第十二章 助詞／第十三章 副詞／第十四章 接続詞／第十五章 句の組立

卷三

第一章 準体言／第二章 連体語／第三章 単文、重文、合文／第四章 動詞の活用(一) 奈行変格活用／第五章 動詞の活用(二) 三段活用／第六章 動詞の活用(三) 四段活用／第七章 動詞の活用(四) 二段活用 一段活用／第八章 動

詞の活用(五) 良行変格活用／第九章 形容詞の活用／第十章 助動詞(一) 未然形附属のもの／第十一章 助動詞(二) 連用形附属のもの／第十二章 動詞の音便／第十三章 助動詞(三) 終止形附属のもの／第十四章 語の順序

卷四

第一章 数詞 第二章 代名詞 第三章 形容詞の補語／第四章 動詞(一) 説明動詞及「す」／第五章 動詞(二) 受身と使役／第六章 動詞(三) 敬語／第七章 助動詞未然形／第八章 助動詞連用形／第九章 助動詞終止形及連体形／第十章 助動詞多数の連結／第十一章 修飾語／第十二章 単文／第十三章 重文／第十四章 合文／第十五章 複文／第十六章 文の性質上の分類／第十七章 語句の省略

卷五

第一章 単語の成立(一)／第二章 単語の成立(二) 接辞／第三章 単語の複合(一) 疊語／第四章 単語の複合(二) 熟語／第五章 名詞／第六章 代名詞／第七章 数詞／第八章 形容詞／第九章 動詞／第十章 助動詞／第十一章 助詞／第十二章 副詞・接続詞・感動詞／第十三章 句の成分／第十四章 句の組立／第十五章 句の性質／第十六章 文法

目次に示されているように、本書は「巻一巻二は一団をなして、文法の概念を教ふるものにして巻三巻四は又一団をなして普通文法の稍詳細なる説明をなさり。而巻五は又別に理論的に組織的知識を与ふるものとす。」(巻一「例言」・三頁〜四頁)と説明されているように、三土忠造『中等国文典』(一八九八(明治三二)年)に見られる円周(環状)教案(疎から密へ)型の内容となっている。一方で大槻文彦の文法教科書の場合は、全巻を通して文法項目を説明したものとなっており、明治後期の文法教育について二種類の方法が存在していたことにもなる。ただ、こうした教科書編纂方法と教授方針との関係については、教育課程の変化に呼応するところがある以上、円周教案の普及に関する検討も今後の課題である。

本書の巻一は「第一章 国語と国文」から始まり、国語・国文について「国語とは国民が自国の言語を呼ぶ名称にして、我等は日本語をさして国語といひ、従つて日本人をば国文と称するなり。(巻一・一頁)」と定義している。これは山田の著書に共通する叙述であり、本書以外では『日本文法講義』や『日本口語法講義』などにも見られる。文法教科書で国語の意味を説く場合は、日本語と外国語との相違に言及するだけのものが多く、例えば福井久蔵『新日本文典』(一九〇六(明治三九)年)

における「言語は国によりて同じからず。これにより各国の国語を生ず。(中略)国語に対して他国の語を外国語といふ。」(巻一・一丁表)という記述のように、国語の内実を述べることはあまりない。三土忠造『中等国文典』(一八九八(明治三二)年)、大槻文彦『日本文法教科書』(一九〇〇(明治三三)年)、芳賀矢一『中等明治文典』(一九〇四(明治三七)年)といった主要な文法教科書には、いきなり単語の定義や品詞論などから始まっている。この点について別記には、次のように説明が施されている。

目的 この章(「国語と国文」引用者注)は言語文章といふこととの概念及国語国文という称呼の意義を明にせり。これを最初におく所以のものは、世間往々この緊要なる点を卑近なりとして等閑に附し、その結果、教授の稍進みたる時に突然、この基礎的事実を教授せざるべからざるに至る弊少なからず。本章を設くる所以なり。(二頁〜二頁)

また、別記には「本章は文法課のみの予備にあらずして国語課全体の予備なり。」(二頁)として、愛国語心を奮起させるべく教授するよう説かれており、参考として上田万年の『国語のため』(第一、第二)が挙げられている。山田の文法教科書が思想的に映るのは、こうした立場が端的に示されていることにも

因るが、教科としての「国語」を明確に意識した上での記述と見るべきであろう。

文法論については、名詞・代名詞・数詞・形容詞・動詞・助動詞・助詞・副詞・接続詞・感動詞の十品詞をたてているが、数詞は名詞の一分派、接続詞は副詞の一異類として、卷二以降で述べられている。山田の『日本文法論』で説かれている分類とは異なっているが、あくまでも普通慣用の分類に従ったという旨が別記で繰り返し述べられている。以下、各品詞・句の扱いの中で注目すべき部分について瞥見することにした。

### (1) 動詞

動詞の項ではラ行変格活用に関する説明が特徴的である。「あり」は存在を表すものとして存在動詞とし、「なり・たり」は説明動詞と呼んでいる。また、「あり」が形容詞をうけて「かり」という形で活用する場合、これを形容動詞としている。『日本文法論』では存在動詞を認定するなど詳細な検討を行っているが、別記には「それは一家の私見にして未社会の公認を経ざるものなれば、自己の所信は牢乎としてこれを論ぜず。之を普通教育に施さんとするには時期尚早しと信ずるが故にこれを論ぜず。」(一二七頁)と述べている。

また、動詞の活用について注目すべきは、学校国文法で変格活用にまとめられているカ行変格とサ行変格を、三段活用としている点である。三段活用という術語は山田の文法教科書に共通するものだが、『日本文法論』(二五六―二五七頁)によると黒澤翁満の『言霊のしるべ』や前田利保の『手練の糸』などに用例が見られるという。

### (2) 助動詞

山田の分類では助動詞を単語として認定せず、動詞の複語尾としているが、助動詞の説明では「助動詞附属せる場合にはその附属せるまゝにて一の動詞と見るなり。」(卷一・二七頁)としている。説明についても三土の『中等国文典』のように意味の分類からではなく、接続の種類からはじめている。この点を別記では、「かくの如く密接のものを単に抽象的にとくときは初心のものに不明瞭の観念を与へ乾燥無味の弊に陥るべきは最みやすき理なり。」(二三九頁)として、具体的内容である接続から説明するのが適切であると説明している。

さらに意味について、「き・けり」は「過去を回想する意」(卷三・四一頁)というように「過去」を認めていないところは山田の主張通りである。

### (3) 助詞

助詞については、巻一・巻二で概略を示すにとどまっておき、下位分類といった詳細は巻五ではじめて説かれている。最初のうちは「関係をあらはす為に他の単語を助くる単語を助詞と称す。」(巻一・二九頁)というように、他の文法教科書と同様の定義をしているが、巻五で説かれる内容はかなり独創的なものとなっている。巻五での助詞の下位分類は以下の通りである。

格の助詞　の　が　を　に　へ　と　より　から

(古代)　つ

(話語)　で

接続助詞　ば　ど　ども　が　に

(話語)　と

終助詞　よ　や　かな　が　な

(近古以前)　な　かし

(話語)　さ　え　ぜ

副助詞　のみ　ばかり　さへ　すら　まで　など

(話語)　だけ　ぐらい

係助詞　は　も　ぞ　こそ　や　かな

(平安朝以前)　な　む

(古代)　し

この分類は『日本文法論』の説に従ったものである。副助詞という名称や係助詞の整理など、山田の説に沿ったものとなっている。これらは、例えば三土の『中等国文典』や芳賀の『明治文典』には見られない点であり、多くの文法教科書は大槻の『広日本文典』における「豆爾乎波」の項のように、接続による分類を行っている。それだけに、今日の学校国文法における助詞の下位分類の一淵源と見ることもできるだろう。

### (4) 補語・客語

体言と用言との関係の項では、補語と客語についての説明があり、「動詞の用を完くせしむる」(巻二・一三頁)ために必要な成分として補語を認め、その中でも「に」を伴う補語を客語としている。「親身代を子に譲る。」という例文の場合、「身代」が補語、「子」が客語ということになる。また、他の助詞を伴う場合として「の・を・に・と・より・から」などの助詞を挙げている。この点については芳賀の『明治文典』における定義と大いに異なっている。『明治文典』では動詞を自動詞と他動詞とを区別し、他動詞は客語を必要とし、自動詞は客語を必要としないものというように分類した上で補語を立てている。また「余は六時に起きたり」や「今日東京に着す」における「六時に・

東京に」といった時間・場所を示す成分については、副詞の功用として補語でも客語でもないとしている。つまり芳賀の場合には、英文的の枠組みに従った説明となっているのである。山田はこれらを退け、動詞の意義を明らかにするために加えられる語を全て補語としている。結果として「より・から」で示される部分も補語としているが、英文典のように副詞とすることはできず「本書は断じて之を副詞と称せず。」(別記・六五頁)としている。

#### (5) 連語・句・単文

句と単文は必ずしも同一のものではない。この点は『日本文法論』で詳述されているところであるが、本書では芳賀の『明治文典』における単語・連語・文の説明に似たものとなっており、山田の句論を展開しているわけではない。単語・連語・句については「句を組立つるには体言を上におき用言を下におきて説明せしめざるべからず。而助詞副詞感動詞等は之を助くるにすぎざるものなりと知るべし。」(巻一・三八頁)と述べている。また「句を組立つるには体言を上におき用言を下におきて説明せしむるものなることをいへり。」(巻二・四四頁)として、「その上にありて説明せらるる語は上にいへる主語にして、主

語に対して説明をなす用言をば述語といふ。」(同)としている。また単文・重文・複文に關しても芳賀の『明治文典』と同様であるが、本書では複文をさらに分けて、接続助詞「ば・ど・ども・とも・が・に・を」によつて二文を結合したものを合文として区別している。

また、句の成分については主語・述語・補語・客語のほかに巻三・巻四で連体語・修飾語を、巻五で独立語と接続語を説明している。なお独立語は感動語・呼掛語・特示語の三種類に下位分類している。

本書の巻末では「言語には古今の変遷あり。この故に又沿革の概要を心得ざるべからず。又国語には文語と話語との差あるが故にこの区別をも心得ざるべからず。これらは文法研究者の忘るべからざる問題なりとす。」(巻五・七六頁)と述べられている。『国語沿革大要』への捷徑となる文言でもあるが、あたかも山田自身の信念を見ているようで興味深い。

### 五 『中等文法教科書別記』をめぐって

本書の内容は以上の通りだが、本書の教師用指導書である別記『中等文法教科書別記』について少し言及しておきたい。

指導書的作用をもつ「別記」の内容は教科書の採用という現場においても大きな意味を持つていたはずである。実際、昭和前期以降に橋本進吉の『新文典』や『改<sup>制</sup>新文典』が普及したのも、金田一（一九八三）で指摘されているように、穏当な記述で教育上参考になる『新文典別記』や『改<sup>制</sup>新文典別記』が存在していたことも関係している。ただ、多くの場合は教科書掲載問題の解等集や正誤表程度の内容であり、本格的な説明がなされているものは少ない。また、「別記」以外にも教科書編纂者の文法研究書が参考書として機能している場合もあり、別記のみを取り上げることも不十分である。正確には、教授目的と内容を明確化する働きをもった参考書群の中に、「別記」を位置づけることが適切であるだろう。その意味で、大槻文彦『広日本文典別記』（一八九七（明治三〇）年）などは『広日本文典』（同年）と共に、『日本文典初歩』や『中等<sup>教育</sup>日本文典』の参考書群の一つとして把握することができるのである。

また、別記の存在は明治後期以降の文法教育と文法研究との関係を考える上で大きな意味を持っている。学校国文法の嚆矢である大槻文法の段階では、教科書と参考書との内容はほぼ同一であったが、研究進展の結果、それ以降の文法教科書の場合、著者の文法研究と内容面で齟齬をきたすものが生じてきた。そ

の端的な例が山田孝雄の場合である。山田の文法研究は『日本文法論』に示されているが、当時の一般的な文法教科書とも内容が異なっていることから、全てが山田の文法教科書の参考とはならないのである。それだけに、山田における教育と研究の接合点として『中等文法教科書別記』が存在していると言えるのである。こうしたことは、橋本の文法教科書と文法学説との関係からも明らかとなるだろう。大正・昭和前期に使用された山田の文法教科書の場合、内容は三土忠造、芳賀矢一、吉田弥平らの文法教科書と類似しているが、参考書として『日本文法講義』や『日本口語法講義』が挙げられていた。宝文館編輯所編『中等<sup>教育</sup>日本文法教科書別記』（一九二三（大正一二）年）などは、わずか六八頁の小冊子で、内容も問題解答集に過ぎない。

この場合、教科書と参考書を接合させるには、文法に関する相当の学識を有している必要があっただろう。学校国文法の成立を見ていく場合、研究と教育のバランスをどのように整理していったのかという視点が必要であると思われる。山田の文法教科書に対する評価についても、こうした研究と教育とのアンバランスさが影響していたのではないだろうか。それだけに『中等文法教科書別記』は、全体を一般的なものに合わせつつも、細部において『日本文法論』との整合を図るといふ、文法教科

書の解説に徹したという点で大いに注目すべきものであると言えるのである。

例えば助動詞の項目についてみると、先述のとおり山田の分類では助動詞を単語として認定せず、動詞の複語尾とする点について、別記では次のように述べている。

著者自身は助動詞といふ目を設けることに反対して、之を動詞の複語尾と称せり。その説は日本文法論中巻に詳論せり。本書はさる論議をなすべきものにあらぬが故に之を略く。とにかくに性質一の単語ならぬは明なる事実なれど、慣例に従ふと説明の便宜との為に一目を設けたるにすぎず。これ本文に「助動詞は…の単語なり」といふ定義も何も下しあらざるなり。教授者諸君のこの点に留意せられむことを希ふ。

(三三頁)

こうしたことが教授の場でどれほど意識されていたのか疑問ではあるものの、山田の教科書に対する一種の妥協を示した部分であるといえよう。

また助詞の項目については、山田は別記の中でしきりに教授上の注意を喚起している。巻二の段階では「本書は助詞の概観を与ふるを以て満足するものなればあまりくはしく説明するを要せず。」(九一頁)とし、その理由として助詞の研究が困難で

ある点を挙げている。巻五の解説では、この点について次のように説明している。

助詞の研究は国文法の上に重要なものなり。従来の研究はこの点に於いて決して満足すべきものにあらざりしなり。著者の文法研究は実にこの助詞の研究を中心として起れるものなり。著者は苦心十年の結果この方面に於いて従来の研究の不十分なる点を明にして自家の研究を略完成することを得たり。日本文法論中巻に之を詳論せり。本章は実にその大要を摘出し来れるものにして、その命名はなるべく旧に依れるものとす。

(二八〇頁)

助詞の項目について当時の文法教科書とは異なる記述に徹したのも、いわば山田の中心的な研究部分であったからであろう。係助詞の項目など「今この助詞の特質をいはむか、第一にはこは述語に関するものにして陳述の勢力を支配するものなり。」(二九一頁)というように、極めて山田の文法書らしい口吻である。『日本文法論』の六四〇頁に挙がっている、助詞「は」に関する学生からの質問が契機となり文法研究を志すに至ったという逸話を想起させる部分であろう。ちなみに、山田がその際に用いた文法教科書は、佐藤(一九八三)によると関根正直の『普通国語学』(一八九五(明治二八)年)ということであるが、そ

ここでは「は」について「おほかた言語の主部に附く詞」(三八丁裏)とのみ規定している。

ところで、別記については他にも極めて興味深い箇所が存在している。それは一九〇五(明治三八)年に告示された「文法上許容スベキ事項」に対する見解が述べられている点である。

「文部省文法許容案に対する私見」として一七頁から三〇頁にわたる長文で、許容事項を逐条批判している。山田は「文法上許容スベキ事項」の項目は文法と修辭とが混乱した上で出されたものであるとして、以下のように結論付けている。

文法上よりいへば、大体に於いて賛すべきもの、その大部分は寧復古なり。この故にこれを用ゐるものあらば承認すること勿論なり。されど、修辭上よりいへば、こは大半雅馴ならぬものなるが故に止むを得ざる場合の外、之を用ゐるを屑しとせざるなり。蓋、文部省とても之を許容すべしといへるのみにて奨励せるものにあらず。なほいはば、この案は文法上にては復古と改定とをあらはし、修辭上にては許容をなせるものとす。この故に余は文部省が之を「文法上許容すべき事」として掲げたることに對しては絶対的に不賛なり。何となれば、文法上には許容といふ事あらざればなり。即かくの如き標目はなほ文法と修辭とを混同せ

るものなればなり。

(二一九頁〜三〇頁)

山田が国語施策に対して常に批判的な立場であったことについては、一九三二(昭和七)年刊行の『国語政策の根本問題』(宝文館)所収の諸論文を見ても明らかである。大正から昭和前期にかけての臨時国語調査会や国語審議會での議論に関しては、かなり強固な批判を行っている。これらについてはすでに多く言及されているところであるが、「文法上許容スベキ事項」についても批判的であった点も注目すべきであろう。この「文法上許容スベキ事項」に対する批判は物集高見「文部省提出、文法許容仮名遣改定案に就いて」(一九〇五(明治三八)年、『国学院雑誌』一一・四)が有名であるが、山田と同様に在野(物集はすでに東京帝国大学を退職)の学者からの批判であったという点で、上田万年や芳賀矢一らとの対比で考えさせられるところではある。<sup>(7)</sup>

## 六 おわりに

以上、山田孝雄の文法教科書について『中等文法教科書』を中心に概観したが、学校国文法成立史の観点からは、大正期の文法教科書の検討が必要ではあるものの、助詞の低位分類に対してその後に影響を与えた可能性が指摘できよう。また『中等

『文法教科書別記』の記述には中学校教師としての経験を生かした点が多く見受けられることから、山田自身の研究的資料として文法教科書や指導書等が利用できるものと思われる。

なお、学校国文法成立史については教育制度や国語施策との関係が密接であり、それらを看過しては思わぬ誤解を生じさせることになる。文法研究と文法教育が単線的に結びつくことがないのは、教育制度や国語施策上の制約が多分に存在するからである。今後はそういった外的側面と、研究内容との整合性がどのように図られたのかについて、精緻に分析していく必要があるだろう。本稿はその手がかりとして山田の文法教科書に着目したが、今後は学校国文法の中心的役割を果たした諸教科書との対照を行う予定である。

(注)

- (1) 本稿では英語教育における学校文法 (school grammar) と区別するため、あえて「学校国文法」という呼称を用いている。学校文法としての英文法と国文法とがどのような関係にあるのかについては、大いに検討を要する課題である。
- (2) 品詞分類に注目した文法研究史については安藤(一九八八)も参照。また本稿のような文法研究者個人のものでは、例えば松下大三郎の文法教科書を扱った枅岡(一九九二)なども参照。
- (3) 三土の文法教科書については、すでに明治年間で「教育的文法

山田孝雄の文法教科書 — 『中等文法教科書』について —

教科書」(福井(一九〇七)二九二頁)と評されているように、きわめて穏当な文法教科書として広く普及したものである。なお三土の文法教科書に関する書誌的研究については矢澤(二〇〇二)を参照。

- (4) ただ『中等文法教科書別記』において「日本文法論中巻」という文言が散見されることから、完成本は全三巻であった可能性が高い。この点については大岩(一九六八)を参照。
- (5) これらの書目については富山市立図書館編(一九九九)における山田の著作を中心に、国立国会図書館、東書文庫の所蔵教科書を掲出した。なお以下の引用は全て架蔵本による。
- (6) 教科書編纂が形式的な関与であったという性質を考慮してか、山田孝雄博士功績記念会編(一九五四)には教科書類の著述が一切挙がっていない。
- (7) 「文法上許容すべき事項」に関する批判は、他に三矢重松のものなども存在する。これらを含め明治後期の文法改定の関する国語施策については島田(二〇〇〇)を参照。

参考文献

- 安藤 雅美 一九八八 「大槻文法から山田文法へ」 品詞分類を中心  
に 『古典研究』 一五
- 大岩 正伸 一九六八 「山田孝雄伝(その一・その二)」 『月刊文法』  
一・一、一・二
- 金田一春彦 一九八三 「日本語学者列伝 橋本進吉伝(三)」 『日本  
語学』 二・四 (明治書院企画編集部編(一九九七)) 『日  
本語学者列伝』 明治書院 所収
- 北原保雄編 一九八二 『日本語文法論術語索引』 有精堂
- 佐藤喜代治 一九八三 「日本語学者列伝 山田孝雄伝(二)」 『日本

- 『日語学』二・一二(明治書院企画編集部編(一九九七))『日本語学者列伝』明治書院 所収)
- 山東 功 二〇〇三 「明治の文典」『日本語学』二二・一三
- 島田 康行 二〇〇〇 「明治期における文語文法改定の試み」『現行普通文法改定案調査報告之一』再考』『文芸言語研究(言語篇)』三八
- 富山市立図書館編 一九九九 『山田孝雄文庫目録 洋装本の部』富山市立図書館
- 服部 隆 一九八八 「明治後期における国文典の問題―品詞分類における伝統的国語研究と西洋文典の利用―」『上智大学国文学論集』二一
- 枅岡 正浩 一九九二 「松下大三郎編纂の国文法教科書―連体詞創唱のことなど―」『国学院雑誌』九三・七
- 矢澤 真人 二〇〇二 「三土忠造『中等国文典』の改訂について」『筑波大学東西言語文化の類型論特別プロジェクト研究成果報告書 平成13年度V』筑波大学東西言語文化の類型論特別プロジェクト研究組織
- 山田忠雄編 一九六八 『山田孝雄の立志時代』私家版
- 山田俊雄編 一九五九 「山田孝雄著述目録抄」『国語学』三六
- 山田孝雄博士功績記念会編 一九五四 『山田孝雄博士著作年譜』宝文館

付記

本稿は文部科学省科学研究費補助金(若手研究(B))による研究成果の一部である。

(さんとう いさお・本学専任講師)